

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文目次

本則関係

○ 独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）（第一条関係）	1
○ 独立行政法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）（第二条関係）	7
○ 独立行政法人交通安全環境研究所法（平成十一年法律第二百七号）（第三条関係）	11
○ 独立行政法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）（第四条関係）	15
○ 独立行政法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号）（第五条関係）	18
○ 独立行政法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）（第六条関係）	21
○ 独立行政法人航海訓練所法（平成十一年法律第二百十三号）（第七条関係）	24
○ 独立行政法人海員学校法（平成十一年法律第二百十四号）（第八条関係）	28
○ 独立行政法人航空大学校法（平成十一年法律第二百十五号）（第九条関係）	33

附則関係

○ 道路整備特別会計法（昭和三十二年法律第三十五号）（附則第十六条関係）	36
○ 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）（附則第十六条関係）	37
○ 国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第二百八号）（附則第十八条関係）	38
○ 自動車検査登録特別会計法（昭和三十九年法律第四十八号）（附則第十九条関係）	40
○ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（附則第二十条関係）	41

改 正 案

現 行

目次

第一章 総則（第一条―第五条）
 第二章 役員及び職員（第六条―第十一条）
 第三章 業務等（第十二条―第十四条）
 第四章 雑則（第十五条―第十八条）
 第五章 罰則（第十九条・第二十条）
 附則

第一章 総則

（研究所の目的）

第三条 独立行政法人土木研究所（以下「研究所」という。）は、建設技術及び北海道開発局の所掌事務に関連するその他の技術のうち、土木に係るもの（以下「土木技術」という。）に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的とする。

目次

第一章 総則（第一条―第六条）
 第二章 役員（第七条―第十条）
 第三章 業務等（第十一条―第十三条）
 第四章 雑則（第十四条・第十五条）
 第五章 罰則（第十六条）
 附則

第一章 総則

（研究所の目的）

第三条 独立行政法人土木研究所（以下「研究所」という。）は、土木に係る建設技術（以下「土木技術」という。）に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備の推進に資することを目的とする。

（特定独立行政法人）

第四条 研究所は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

(事務所)

第四条 (略)

(資本金)

第五条 研究所の資本金は、附則第五条第二項及び独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第 号)附則第九条第一項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2・3 (略)

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 (略)

2 研究所に、役員として、理事二人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 (略)

(役員の任期)

第八条 (略)

(役員の欠格条項の特例)

第九条 (略)

2 研究所の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人土木研

(事務所)

第五条 (略)

(資本金)

第六条 研究所の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2・3 (略)

第二章 役員

(役員)

第七条 (略)

2 研究所に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 (略)

(役員の任期)

第九条 (略)

(役員の欠格条項の特例)

第十条 (略)

2 研究所の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人土木研

究所法第九條第一項」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十一条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)

その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十二条 (略)

一・二 (略)

三 委託に基づき、土木に係る建設技術に関する検定を行うこと。

四〇六(略)

(区分経理)

第十三条 (略)

一 (略)

二 前条第一号及び第二号の業務のうち、道路整備費の財源等の特例に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第二条に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕に必要な土木に係る建設技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及であつて、これに要

究所法第十条第一項」とする。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 (略)

一・二 (略)

三 委託に基づき、土木技術に関する検定を行うこと。

四〇六(略)

(区分経理)

第十二条 (略)

一 (略)

二 前条第一号及び第二号の業務のうち、道路整備費の財源等の特例に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第二条に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕に必要な土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及であつて、これに要する費用を

する費用を国が出資し、交付し、又は補助するものに係るもの
三 (略)

(積立金の処分)

第十四条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 4 (略)

第四章 雑則

(国土交通大臣の指示)

第十五条 国土交通大臣は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により急施を要すると認められる場合においては、研究所に対し、第十二条第一号又は第二号の業務(次条第一項第二号に規定する業務を除く。)のうち必要な業務を実施すべきことを指示することができる。

(主務大臣等)

第十六条 研究所に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

国が出資し、交付し、又は補助するものに係るもの
三 (略)

(積立金の処分)

第十三条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 4 (略)

第四章 雑則

(国土交通大臣の指示)

第十四条 国土交通大臣は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により急施を要すると認められる場合においては、研究所に対し、第十一条第一号又は第二号の業務のうち必要な業務を実施すべきことを指示することができる。

(主務大臣等)

第十五条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、国土交通大臣

二 第十二条第一号及び第二号の業務（これらに附帯する業務を含む。

）のうち国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十三条第二項に規定する事務に関連する土木技術に係るものに関する事項については、国土交通大臣及び農林水産大臣

三 第十二条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、国土交通大臣

2| 研究所に係る通則法における主務省は、国土交通省とする。

3| 研究所に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（独立行政法人評価委員会の意見の聴取）

第十七条 前条第一項第二号に規定する業務に関する通則法第二十八条第

三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び農林水産省の独立行政法人評価委員会」とする。

2| 国土交通省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第二号に規定する業務に関し、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行うおうとするとき。

二 通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

（港湾法の適用の特例）

、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

第十八条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項の規定の適用については、研究所は、国とみなす。この場合においては、同条第四項ただし書中「前項に規定する者」とあるのは、「前項に規定する者（独立行政法人土木研究所を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第五章 罰則

第十九条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十四条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

第五章 罰則

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十三条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

改 正 案

現 行

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 役員及び職員（第六条―第十一条）

第三章 業務等（第十二条・第十三条）

第四章 雑則（第十四条・第十五条）

第五章 罰則（第十六条・第十七条）

附則

第一章 総則

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 役員（第七条―第十条）

第三章 業務等（第十一条・第十二条）

第四章 雑則（第十三条・第十四条）

第五章 罰則（第十五条）

附則

第一章 総則

（特定独立行政法人）

第四条 研究所は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

（事務所）

第四条 （略）

（資本金）

第五条 （略）

第二章 役員及び職員

（事務所）

第五条 （略）

（資本金）

第六条 （略）

第二章 役員

(役員)

第六条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第七条 (略)

(役員任期)

第八条 (略)

(役員欠格条項の特例)

第九条 (略)

2 研究所の役員解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人建築研究所法第九条第一項」とする。

(役員及び職員秘密保持義務)

第十条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十一条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(役員)

第七条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第八条 (略)

(役員任期)

第九条 (略)

(役員欠格条項の特例)

第十条 (略)

2 研究所の役員解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人建築研究所法第十条第一項」とする。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十二条 (略)

(積立金の処分)

第十三条 (略)

第四章 雑則

(国土交通大臣の指示)

第十四条 国土交通大臣は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により急施を要すると認められる場合においては、研究所に対し、第十二条第一号又は第二号の業務のうち必要な業務を実施すべきことを指示することができる。

(主務大臣等)

第十五条 (略)

第五章 罰則

第十六条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十三条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければな

(業務の範囲)

第十一条 (略)

(積立金の処分)

第十二条 (略)

第四章 雑則

(国土交通大臣の指示)

第十三条 国土交通大臣は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により急施を要すると認められる場合においては、研究所に対し、第十一条第一号又は第二号の業務のうち必要な業務を実施すべきことを指示することができる。

(主務大臣等)

第十四条 (略)

第五章 罰則

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十二条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければな

らない場合において、その承認を受けなかったとき。

らない場合において、その承認を受けなかったとき。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第五条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第六条—第十一条）</p> <p>第三章 業務等（第十二条—第十七条）</p> <p>第四章 雑則（第十八条）</p> <p>第五章 罰則（第十九条—第二十一条）</p> <p>附則</p> <p>（事務所）</p> <p>第四条（略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第五条（略）</p> <p>第二章 役員及び職員（役員）</p> <p>第六条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第六条）</p> <p>第二章 役員（第七条—第十条）</p> <p>第三章 業務等（十一条—十六条）</p> <p>第四章 雑則（第十七条）</p> <p>第五章 罰則（第十八条・第十九条）</p> <p>附則</p> <p>（特定独立行政法人）</p> <p>第四条 研究所は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p> <p>（事務所）</p> <p>第五条（略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第六条（略）</p> <p>第二章 役員（役員）</p> <p>第七条（略）</p>

(理事の職務及び権限等)

第七条 (略)

(役員の任期)

第八条 (略)

(役員欠格条項の特例)

第九条 (略)

2 研究所の役員解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条又は独立行政法人交通全環境研究所法第九条第一項」とする。

(役員及び職員秘密保持義務)

第十条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員地位)

第十一条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)

その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十二条 (略)

(審査事務規程)

(理事の職務及び権限等)

第八条 (略)

(役員任期)

第九条 (略)

(役員欠格条項の特例)

第十条 (略)

2 研究所の役員解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条又は独立行政法人交通全環境研究所法第十条第一項」とする。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 (略)

(審査事務規程)

第十三条 (略)

(審査事務を実施する者)

第十四条 (略)

(区分経理)

第十五条 研究所は、第十二条第四号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならぬ。

(積立金の処分)

第十六条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条に規定する業務の財源に充てることができる。

2～4 (略)

(報告及び検査)

第十七条 国土交通大臣は、第十二条第四号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、研究所に対し、当該業務に関し報告をさせ、又はその職員に、研究所の事務所その他の事業場に立ち入り

第十二条 (略)

(審査事務を実施する者)

第十三条 (略)

(区分経理)

第十四条 研究所は、第十一条第四号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならぬ。

(積立金の処分)

第十五条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

2～4 (略)

(報告及び検査)

第十六条 国土交通大臣は、第十一条第四号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、研究所に対し、当該業務に関し報告をさせ、又はその職員に、研究所の事務所その他の事業場に立ち入り

、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十八条 (略)

第五章 罰則

第十九条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十条 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十三条第一項の規程による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第十六条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十七条 (略)

第五章 罰則

第十八条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十二条第一項の規程による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第十五条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

改正案

現行

目次

第一章 総則（第一条—第五条）
 第二章 役員及び職員（第六条—第十条）
 第三章 業務等（第十一条—第十二条）
 第四章 雑則（第十三条）
 第五章 罰則（第十四条・第十五条）
 附則

目次

第一章 総則（第一条—第六条）
 第二章 役員（第七条—第九条）
 第三章 業務等（第十条—十一条）
 第四章 雑則（第十二条）
 第五章 罰則（第十三条）
 附則

（特定独立行政法人）

第四条 研究所は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

（事務所）

第四条（略）

（事務所）

第五条（略）

（資本金）

第五条（略）

（資本金）

第六条（略）

（役員）

第二章 役員及び職員
 第六条（略）

（役員）

第二章 役員
 第七条（略）

(理事の職務及び権限等)

第七条 (略)

(役員任期)

第八条 (略)

(役員及び職員秘密保持義務)

第九条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員地位)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 (略)

(積立金の処分)

第十二条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十三条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第八条 (略)

(役員任期)

第九条 (略)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 (略)

(積立金の処分)

第十一条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十二条 (略)

第五章 罰則

第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十二条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

第五章 罰則

第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十一条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―<u>第五条</u>）</p> <p>第二章 <u>役員及び職員</u>（<u>第六条</u>―<u>第十条</u>）</p> <p>第三章 業務等（<u>第十一条</u>・<u>第十二条</u>）</p> <p>第四章 雑則（<u>第十三条</u>―<u>第十五条</u>）</p> <p>第五章 罰則（<u>第十六条</u>・<u>第十七条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（事務所）</p> <p><u>第四条</u>（略）</p> <p>（資本金）</p> <p><u>第五条</u>（略）</p> <p>（役員）</p> <p><u>第二章</u> <u>役員及び職員</u></p> <p><u>第六条</u>（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―<u>第六条</u>）</p> <p>第二章 <u>役員</u>（<u>第七条</u>―<u>第九条</u>）</p> <p>第三章 業務等（<u>第十条</u>・<u>第十一条</u>）</p> <p>第四章 雑則（<u>第十二条</u>―<u>第十四条</u>）</p> <p>第五章 罰則（<u>第十五条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（特定独立行政法人）</p> <p><u>第四条</u> 研究所は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p> <p>（事務所）</p> <p><u>第五条</u>（略）</p> <p>（資本金）</p> <p><u>第六条</u>（略）</p> <p>（役員）</p> <p><u>第二章</u> <u>役員</u></p> <p><u>第七条</u>（略）</p>

(理事の職務及び権限等)

第七条 (略)

(役員任期)

第八条 (略)

(役員及び職員秘密保持義務)

第九条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員地位)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 (略)

(積立金の処分)

第十二条 (略)

第四章 雑則

(国土交通大臣の指示)

第十三条 国土交通大臣は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の

(理事の職務及び権限等)

第八条 (略)

(役員任期)

第九条 (略)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 (略)

(積立金の処分)

第十一条 (略)

第四章 雑則

(国土交通大臣の指示)

第十二条 国土交通大臣は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の

発生その他特別の事情により急施を要すると認められる場合においては、研究所に対し、第十一条第一号、第二号又は第三号の業務のうち必要な業務を実施すべきことを指示することができる。

(主務大臣等)

第十四条 (略)

(港湾法の適用の特例)

第十五条 (略)

第五章 罰則

第十六条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十二条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

発生その他特別の事情により急施を要すると認められる場合においては、研究所に対し、第十条第一号、第二号又は第三号の業務のうち必要な業務を実施すべきことを指示することができる。

(主務大臣等)

第十三条 (略)

(港湾法の適用の特例)

第十四条 (略)

第五章 罰則

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十一条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

改正案

現行

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 役員及び職員（第六条—第十条）

第三章 業務等（第十一条—第十三条）

第四章 雑則（第十四条）

第五章 罰則（第十五条・第十六条）

附則

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 役員（第七条—第九条）

第三章 業務等（第十条—第十二条）

第四章 雑則（第十三条）

第五章 罰則（第十四条）

附則

（特定独立行政法人）

第四条 研究所は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

（事務所）

第四条（略）

（事務所）

第五条（略）

（資本金）

第五条（略）

（資本金）

第六条（略）

第二章 役員及び職員

（役員）

第六条（略）

（役員）

第七条（略）

(理事の職務及び権限等)

第七条 (略)

(役員任期)

第八条 (略)

(役員及び職員秘密保持義務)

第九条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員地位)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 (略)

(区分経理)

第十二条 (略)

(積立金の処分)

第十三条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標

(理事の職務及び権限等)

第八条 (略)

(役員任期)

第九条 (略)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 (略)

(区分経理)

第十一条 (略)

(積立金の処分)

第十二条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標

の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

2～4 （略）

第四章 雑則

（主務大臣等）

第十四条 （略）

第五章 罰則

第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十三条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十条に規定する業務の財源に充てることができる。

2～4 （略）

第四章 雑則

（主務大臣等）

第十三条 （略）

第五章 罰則

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十二条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

改 正 案

現 行

目次

第一章 総則（第一条—第五条）
 第二章 役員及び職員（第六条—第十条）
 第三章 業務等（第十一条—第十二条）
 第四章 雑則（第十三条—第十四条）
 第五章 罰則（第十五条・第十六条）
 附則

（航海訓練所の目的）

第三条 独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）は、商船に関する学部を置く国立大学（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第二項に規定する国立大学をいう。第十一条第一号において同じ。）、商船に関する学科を置く国立高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第三条に規定する国立高等専門学校をいう。第十一条第一号において同じ。）及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒等に対し航海訓練を行うことにより、船舶の運航に関する知識及び技能を習得させることを目的とする。

目次

第一章 総則（第一条—第六条）
 第二章 役員（第七条—第九条）
 第三章 業務等（第十条—十一条）
 第四章 雑則（第十二条—十三条）
 第五章 罰則（第十四条）
 附則

（航海訓練所の目的）

第三条 独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）は、商船に関する学部を置く国立大学（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第二項に規定する国立大学をいう。第十条第一号において同じ。）、商船に関する学科を置く国立高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第三条に規定する国立高等専門学校をいう。第十条第一号において同じ。）、独立行政法人海技大学校及び独立行政法人海員学校の学生及び生徒等に対し航海訓練を行うことにより、船舶の運航に関する知識及び技能を習得させることを目的とする。

（特定独立行政法人）

第四条 航海訓練所は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人

(事務所)

第四条 (略)

(資本金)

第五条 (略)

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第七条 (略)

(役員の任期)

第八条 (略)

(役員及び職員秘密保持義務)

第九条 航海訓練所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員地位)

第十条 航海訓練所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)

(その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

とする。

(事務所)

第五条 (略)

(資本金)

第六条 (略)

第二章 役員

(役員)

第七条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第八条 (略)

(役員任期)

第九条 (略)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 (略)

一 商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒その他これらに準ずる者として国土交通大臣が指定する者に対し、航海訓練を行うこと。

二・三 (略)

(積立金の処分)

第十二条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十三条 (略)

(他の法令の適用の特例)

第十四条 (略)

第五章 罰則

第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした航海訓練所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 (略)

一 商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校、独立行政法人海技大学校及び独立行政法人海員学校の学生及び生徒その他これらに準ずる者として国土交通大臣が指定する者に対し、航海訓練を行うこと。

二・三 (略)

(積立金の処分)

第十一条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十二条 (略)

(他の法令の適用の特例)

第十三条 (略)

第五章 罰則

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした航海訓練所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一條に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十二條第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかつたとき。

- 一 第十條に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十一條第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかつたとき。

改 正 案

現 行

独立行政法人海技教育機構法

独立行政法人海員学校法

目次

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 役員及び職員（第六条―第十条）

第二章 役員（第七条―第九条）

第三章 業務等（第十一条・第十二条）

第三章 業務等（第十条・第十一条）

第四章 雑則（第十三条・第十四条）

第四章 雑則（第十二条・第十三条）

第五章 罰則（第十五条・第十六条）

第五章 罰則（第十四条）

附則

附則

第一章 総則

第一章 総則

（目的）

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人海技教育機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

第一条 この法律は、独立行政法人海員学校の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人海技教育機構とする。

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人海員学校とする。

（機構の目的）

（学校の目的）

第三条 独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）は、船員（船員であつた者及び船員となろうとする者を含む。以下同じ。）に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もつて安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とする。

（削る）

（事務所）

第四条 機構は、主たる事務所を静岡県に置く。

（資本金）

第五条 機構の資本金は、附則第五条第二項及び独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第 号）附則第九条第一項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

（役員）

第三条 独立行政法人海員学校（以下「学校」という。）は、海員（船員法（昭和二十二年法律第百号）第二条第一項に規定する海員をいう。以下同じ。）の養成を行うことにより、安定的な海上輸送の確保を図ることを目的とする。

（特定独立行政法人）

第四条 学校は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

（事務所）

第五条 学校は、主たる事務所を静岡県に置く。

（資本金）

第六条 学校の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、学校に追加して出資することができる。

3 学校は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員

（役員）

第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。
2 機構に、役員として、理事二人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2・3 (略)

(役員任期)

第八条 (略)

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 船員に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること。
- 二 船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究を行うこと。
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

第七条 学校に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。
2 学校に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して学校の業務を掌理する。

2・3 (略)

(役員任期)

第九条 (略)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 学校は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 海員の養成を行うこと。
- 二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第八条第二項の規定による同条第一項の講習の実施に関する業務を行う。

（積立金の処分）

第十二条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 (略)

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 (略)

第四章 雑則

（主務大臣等）

第十三条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

（積立金の処分）

第十一条 学校は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 (略)

3 学校は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 (略)

第四章 雑則

（主務大臣等）

第十二条 学校に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

(港湾法の適用の特例)

第十四条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第三項の規定の適用については、機構は、国とみなす。この場合においては、同条第四項ただし書中「前項に規定する者」とあるのは、「前項に規定する者(独立行政法人海技教育機構を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第五章 罰則

第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十二条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

(港湾法の適用の特例)

第十三条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第三項の規定の適用については、学校は、国とみなす。この場合においては、同条第四項中「前項に規定する者」とあるのは、「前項に規定する者(独立行政法人海員学校を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第五章 罰則

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした学校の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十一条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

改 正 案

現 行

目次

第一章 総則（第一条—第五条）
 第二章 役員及び職員（第六条—第十条）
 第三章 業務等（第十一条—第十三条）
 第四章 雑則（第十四条）
 第五章 罰則（第十五条・第十六条）
 附則

目次

第一章 総則（第一条—第六条）
 第二章 役員（第七条—第九条）
 第三章 業務等（第十条—第十二条）
 第四章 雑則（第十三条）
 第五章 罰則（第十四条）
 附則

（特定独立行政法人）
 第四条 大学校は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

（事務所）

第四条（略）

（事務所）

第五条（略）

（資本金）

第五条（略）

（資本金）

第六条（略）

第二章 役員及び職員

（役員）

第六条（略）

（役員）

第七条（略）

(理事の職務及び権限等)

第七条 (略)

(役員任期)

第八条 (略)

(役員及び職員秘密保持義務)

第九条 大学の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし
てはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員地位)

第十条 大学の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)そ
の他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす
。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 (略)

(区分経理)

第十二条 (略)

(積立金の処分)

第十三条 大学は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標

(理事の職務及び権限等)

第八条 (略)

(役員任期)

第九条 (略)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 (略)

(区分経理)

第十一条 (略)

(積立金の処分)

第十二条 大学は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標

の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

2～4 （略）

第四章 雑則

（主務大臣等）

第十四条 （略）

第五章 罰則

第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした大学の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十三条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十条に規定する業務の財源に充てることができる。

2～4 （略）

第四章 雑則

（主務大臣等）

第十三条 （略）

第五章 罰則

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした大学の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十二条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

改 正 案	現 行
<p>（歳入及び歳出）</p> <p>第三条 この会計においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>九 独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）第十四条第三項の規定による納付金</p> <p>十・十一 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（歳入及び歳出）</p> <p>第三条 この会計においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>九 独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）第十三条第三項の規定による納付金</p> <p>十・十一 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（治水勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第四条 治水勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>七 独立行政法人士木研究所法（平成十一年法律第二百五号）第十四条第三項の規定による納付金</p> <p>2 （略）</p>	<p>（治水勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第四条 治水勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>七 独立行政法人士木研究所法（平成十一年法律第二百五号）第十三条第三項の規定による納付金</p> <p>2 （略）</p>

○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（附則第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

別表第三（第二百二十四条の三関係）

別表第三（第二百二十四条の三関係）

名称	名称
(略)	(略)
独立行政法人産業技術総合研究所	独立行政法人産業技術総合研究所 所法（平成十一年法律第二百三 号）
(略)	(略)
独立行政法人土木研究所	独立行政法人土木研究所法（平 成十一年法律第二百五号）
独立行政法人建築研究所	独立行政法人建築研究所法（平 成十一年法律第二百六号）
独立行政法人交通安全環境研究所	独立行政法人交通安全環境研究 所法（平成十一年法律第二百七 号）
独立行政法人海上技術安全研究所	独立行政法人海上技術安全研究 所法（平成十一年法律第二百八 号）

名称	名称
(略)	(略)
独立行政法人産業技術総合研究所	独立行政法人産業技術総合研究 所法（平成十一年法律第二百三 号）
(略)	(略)
独立行政法人土木研究所	独立行政法人土木研究所法（平 成十一年法律第二百五号）
独立行政法人建築研究所	独立行政法人建築研究所法（平 成十一年法律第二百六号）
独立行政法人交通安全環境研究所	独立行政法人交通安全環境研究 所法（平成十一年法律第二百七 号）
独立行政法人海上技術安全研究所	独立行政法人海上技術安全研究 所法（平成十一年法律第二百八 号）

	号)
独立行政法人港湾空港技術研究所	独立行政法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号）
独立行政法人電子航法研究所	独立行政法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）
独立行政法人航海訓練所	独立行政法人航海訓練所法（平成十一年法律第二百十三号）
独立行政法人海技教育機構	独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）
独立行政法人航空大学校	独立行政法人航空大学校法（平成十一年法律第二百十五号）

改 正 案	現 行
<p>（歳入及び歳出）</p> <p>第三条 この会計においては、自動車検査登録印紙売渡収入、道路運送車両法第百二条第二項ただし書の規定による手数料、一般会計からの繰入金、独立行政法人交通安全環境研究所法（平成十一年法律第二百七号）<u>第十六条第三項及び</u>自動車検査独立行政法人法（平成十一年法律第二百十八号）第十五条第三項の規定による納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、施設費、独立行政法人交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人に対する出資金、交付金及び施設の整備のための補助金、一般会計への繰入金並びに一時借入金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（歳入及び歳出）</p> <p>第三条 この会計においては、自動車検査登録印紙売渡収入、道路運送車両法第百二条第二項ただし書の規定による手数料、一般会計からの繰入金、独立行政法人交通安全環境研究所法（平成十一年法律第二百七号）<u>第十五条第三項及び</u>自動車検査独立行政法人法（平成十一年法律第二百十八号）第十五条第三項の規定による納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、施設費、独立行政法人交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人に対する出資金、交付金及び施設の整備のための補助金、一般会計への繰入金並びに一時借入金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。</p> <p>2・3 （略）</p>

改 正 案

現 行

（船舶保安管理者）

第八条（略）

2 国土交通大臣は、独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という）

（）に前項の講習の実施に関する業務の全部又は一部を行わせることができる。

3～5（略）

（手数料の納付）

第四十八条 第一号及び第三号から第五号までに掲げる者（第三号から第五号までに掲げる者にあつては、国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。附則第四条第九項において同じ。）を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に、第二号に掲げる者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を機構に納付しなければならない。

一（略）

二 第八条第一項の講習（機構の行うものに限る。）を受けようとする者

三～五（略）

2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により機構に納付された手数料は、機構の収入とする。

（船舶保安管理者）

第八条（略）

2 国土交通大臣は、独立行政法人海技大学校（以下「大学校」という）

（）に前項の講習の実施に関する業務の全部又は一部を行わせることができる。

3～5（略）

（手数料の納付）

第四十八条 第一号及び第三号から第五号までに掲げる者（第三号から第五号までに掲げる者にあつては、国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。附則第四条第九項において同じ。）を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に、第二号に掲げる者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を大学校に納付しなければならない。

一（略）

二 第八条第一項の講習（大学校の行うものに限る。）を受けようとする者

三～五（略）

2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により大学校に納付された手数料は、大学校の収入とする。

